

東日本大震災、長野県北部地震の被災者の皆さんに、心からお見舞い申し上げます。

日本共産党県議団 緊急支援を申し入れ・現地へ支援物資も

栄村に「生活再建支援法」の適用決定！

12日未明に下水内郡栄村で起きた震度6の地震で、日本共産党県議団は、12日朝に石坂ちほ県議団長が現地へ向かったのをはじめ、次々と現地を訪れ、被災された方々を見舞い、被災状況を調査しました。

また、15日には栄村の山本千津子村議らと一っしょに、県としての緊急対策を知事（代理・和田副知事）に申し入れ、16日には現地に支援物資・義援金を届けた上で、県議団として県議会議長、知事（代理・総務部長）に申し入れました。

<主な要望項目>

- 1、給水や交通などライフラインの復旧
- 2、住宅（仮設住宅、公営住宅など）の早急な支援
「生活再建支援法」の適用
- 3、食料や日用品の支給、医療ケア、入浴サービスなど、避難生活を余儀なくされている被災者へのきめ細かな支援



知事（代理・副知事）に申し入れる石坂、和田県議ら

「役場の通路で避難生活を送っている人もいて、休まらない」「家はどうなっているのか。村に住み続けられるのか」「長野市まで通学していたが、飯山線が使えない。代替バスなど検討を」など、さまざまな要望を届けました。

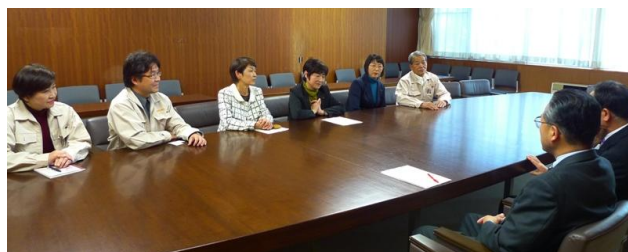


栄村に「生活再建支援法」の適用が決まりました！
（最高300万円支給）

←栄村・被災した家屋



被災された方々を見舞う石坂県議 ←



県議団として知事（代理・総務部長）に申し入れ

↑高橋・栄村長（右端）らを激励する、（右2人目から）小林、高村、（1人とばして）備前各県議ら

《募金とボランティアについて》

日本共産党は「被災者救援募金活動」に協力しています。また、県庁や県合同庁舎の入り口、各金融機関窓口などでも募金が行われています。ボランティアについては、現地が受け入れ可能になったら、例えば栄村の家の中の片付け等も必要になると思われます。お気軽にお問い合わせください。